

【(公財)あいち産業振興機構からのお知らせ】

あいち中小企業応援ファンド

新事業展開応援助成金

県内の**地域資源**を活用した**中小企業者等**が行う
新事業展開(新製品・新商品の開発など)に必要な費用を助成します。

上限

300

対象経費の
1/2以内

万円まで

助成が受けられます！

※助成金の交付には
所定の審査があります

申請期間

2026年 **6月15日**(月)から2026年 **7月17日**(金)まで

<助成対象経費(一例)>

※すべて**新事業に係る**
経費に限ります

チラシ作成

新製品、新事業の
広報のためのチラシの
デザイン、印刷費用

展示会出展

新製品、新事業の
広報のための展示会の
出展、会場整備費用

機械装置導入

試作・開発に必要な機
械装置の導入費用
※量産用は不可

助成内容の詳細・公募スケジュールなどは裏面をご覧ください。

公募説明会・個別相談会

当助成金の概要、公募スケジュール、申請書の評価ポイントなどをご説明します。
ご関心のある方、ご検討されている方はぜひお申込みください。
説明会参加をご希望の方は、二次元コード又は当機構HPからお申し込みください。

名古屋会場

日時：2026年**6月8日**(月) **13:30~**
会場：ウインクあいち 18階セミナールーム

刈谷会場

日時：2026年**6月12日**(金) **13:30~**
会場：刈谷市産業振興センター 306号室

申込



※説明会の参加は、申請の条件ではありません

対象となる主な経費及び応募方法等の詳細は
「**当機構HP**」や「**公募要領**」で必ずご確認ください。

愛知県知事指定の公的な中小企業支援センターです

あいち産業振興機構 応援ファンド

検索

<https://www.aibsc.jp/support/1175>



公益財団法人 あいち産業振興機構
新事業支援部 創業・新事業育成グループ
〒450-0002 名古屋市中村区名駅四丁目4番38号
ウインクあいち 14階

電話 052-715-3075

E-mail info-shinjigyo@aibsc.jp

助成金制度概要

助成対象分野	助成対象事業	対象事業者	助成限度額	助成率
県内の地域資源 を活用した新事業展開のために行う事業 *ただし、主要地場産業(繊維・窯業・食品・家具・伝統的工芸品)を除く	①新製品(商品)開発	・中小企業者 ・小規模企業者* ・中小企業者グループ ・中小企業者団体 ※小規模企業者はどちらも選択可	50万円以上 300万円以内	1/2以内 原油・原材料高騰等の影響により売上等が減少した 中小企業者、小規模企業者 については 2/3以内
	②販路拡大(新製品等の販路開拓)			
	③人材育成(①②につながるもの)	・小規模企業者*	50万円以上 100万円以内	2/3以内

対象となる経費

当助成事業を適切に実施するために必要な経費として、明確に区分できるものが対象になります。
※詳細は公募要領等をご確認ください

事業費

謝金、旅費、会場借料、会場整備費、印刷製本費、通信運搬費、調査研究費、広告宣伝費、雑役務費、保険料、借損料、特許権等産業財産権取得費、コンサルタント料、委託費 等

試作・開発費

原材料費、機械装置又は工具器具購入費、借損料、デザイン料、試作費、試験・分析費、設計費、外注加工費、コンサルタント料、委託費 等

申込受付期間等

事前確認期間 2026年**6月8日**(月) から2026年**7月10日**(金) まで

本申請受付期間 2026年**6月15日**(月) から2026年**7月17日**(金) まで

*受付時間は平日の午前9時から午後5時まで。なお、郵送にて提出の場合は7月17日(金)午後5時必着
注意事項

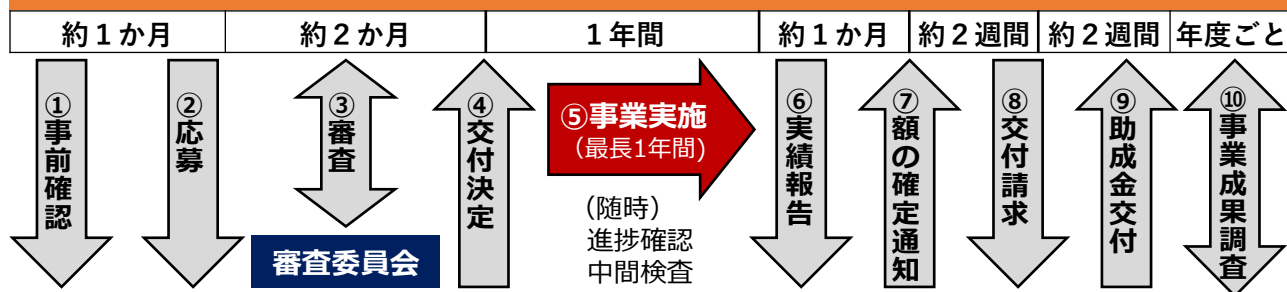
- ①当助成金にかかる申請書及び添付書類等内容に不備があった場合には、受付できません。
- ②本申請前には、申請内容等について、**事務局職員による事前確認**を受けてください。※職員が申請書の内容を確認し、助言などを行います。
- ③本申請は、事前確認を受けた後に行ってください。
- ④事前確認は、電話等で予約のうえ申請書をご持参いただくか、Excel形式(添付書類はPDF等)によりメールでお送りください。

助成期間

2026年10月の交付決定日から2027年9月末までの**1年間**で実施する事業

あいち中小企業応援ファンド新事業展開応援助成金の流れ

中小企業者(個人、会社及び団体)、中小企業者が複数で構成するグループ等



事務局(公益財団法人あいち産業振興機構)

採択方法

助成候補案件の採択については、外部有識者などで構成する**審査委員会**で審査し、その結果を踏まえ、評価項目の**充足性の高いものから予算の範囲内**で、当機構理事長が決定します。